

第十三回国会 衆議院 議院運営委員會議録第六十二号

昭和二十七年六月十八日(木曜日)

午後一時十分開議

出席委員

委員長代理 理事倉石 忠雄君

理事 藤永 健司君 理事 土井 直作君

岡延石 元門君 鹿野 彦吉君

川本 末治君 島田 末信君

田中 元君 中川 俊思君

橋本登美三郎君 柳澤 義男君

椎熊 三郎君 松井 政吉君

竹村奈良一君 梨木作次郎君

田中織之進君

委員外の出席者

議長 林 義治君

副議長 岩本 信行君

議員 飯塚 定輔君

議員 押谷 富三君

議員 高田 三郎君

議員 高田 富之君

議員 八百板 正君

事務総長 大池 真君

六月十七日

委員相原義則君辞任につき、その補

欠として田淵光一君が議長の名で

委員に選任された。

同月十八日

高塩三郎君及び林百郎君辞任につ

き、その補欠として柳澤義男君及び

竹村奈良一君が議長の名で委員に

選任された。

六月十七日

国会職員法等の一部を改正する法律

案(石田博英君外一名提出、衆法第七

(二号)

衆議院事務局職員定員規程の一部を

改正する規程案(石田博英君外一名

提出(第一号)

衆議院法制局職員定員規程の一部を

改正する規程案(石田博英君外一名

提出(第二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

国会職員法等の一部を改正する法律

案(石田博英君外一名提出、衆法第七

二号)

衆議院事務局職員定員規程の一部を

改正する規程案(石田博英君外一名

提出(第一号)

衆議院法制局職員定員規程の一部を

改正する規程案(石田博英君外一名

提出(第二号)

回付案の取扱いの件

決議案の取扱いの件

本日の本会議の議事に関する件

○倉石委員長代理 これより議院運営

委員会を開会いたします。

本日は委員長が不在でありますの

で、私が代理を勤めます。よろしくお

願いします。

最初に、回付案の取扱について御

協議申し上げます。第一に、地方税法

の一部を改正する法律案を議題といた

します。

○福永(健)委員 本案は、もう少し留

保をお願いします。

○倉石委員長代理 本案の留保に御異

議ございませんか。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

次に、外資に関する法律の一部を改

正する法律案の回付案について、その

取扱いを御協議願います。

○福永(健)委員 本案は本日上程を願

います。わが党においては、上程の上

は参議院の修正に對しまして同意をい

たします。

○倉石委員長代理 各党の御態度を御

表明願います。

○椎熊委員 わが党も同意いたしま

す。

○土井委員 同意いたします。

○竹村委員 私の方は反対です。

○八百板正君 同意いたします。

○倉石委員長代理 それでは、本案は

本日上程することに御異議ございませ

んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○倉石委員長代理 御異議がありません。

次に、日本開発銀行法の一部を改正

する法律案の回付案について、その取

扱いをお諮りいたします。

○福永(健)委員 本案は、もう少し留

保願いたいと思ひます。

○倉石委員長代理 留保に御異議ござ

いせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

○倉石委員長代理 御異議がありません。

ます。

○倉石委員長代理 本案は、本日上程に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○倉石委員長代理 御異議がありませんから、さように決定いたします。

○推熊委員 私の方からあなたの方に交渉してある東南アジア諸国との友好親善促進決議案というものはどうなんですか。よければ各党共同提案に願いたいと思います。あす議院運営委員会があるでしょうから、あす相談できるようにしていただきたいと思ひます。

○大池事務局長 なお御報告しておきたいことは、ただいまお手元に差上げた決議案は二つありますが、ただいま改進黨、社会党、社会党二十三、労働共同で、甲府のため遺族交付する公債の政府買上げに関する決議案が出ましたから、これの取扱い方について御協議願いたいと思ひます。

○推熊委員 これは本日やつたらどうですか。

○倉石委員長代理 ただいま事務局長の御説明になりました決議案は、次会でいかがですか。

○福永(健)委員 研究しなければなりませんから……。

○土井委員 次会でもけつこうでございます。これは御承知の通り、今度特に遺族のために、甲府金を一時金をもつてやることにした、ところが高利貸などがこれをねらつておりまして、事前に金を貸し付けて、実際は五万円だけれども、大体手取りが三万円ぐらいいにかならないらしい。そういう関係で、この問題は政府が早急に処置してやらないと、遺族に対してはなはだ相済みぬことになるので、こういう

決議と関連して、この際政府の所信を發表していただいた方がいいと思ひますから、早急にお願ひしたい。

○福永(健)委員 この決議案はただいま何つたばかりでございます。わが党においていかがするかということも相談しなければなりません。といつて、あまり長くお待ちをせざるもよろしいと思ひます。大体次会に御相談できるだらうと思ひます。それまで留保願ひます。

○倉石委員長代理 それでは、本案は次会に御相談いたすことにいたします。

○倉石委員長代理 次に国会職員法等の一部を改正する法律案、その他二件について事務局長より御説明を願ひます。

○大池事務局長 昨日の議院運営委員会、国会職員法等の一部を改正する法律案並びに定員法に関するもの二件、以上三件を議院運営委員長の決議をもつて決議させていただきます。本日、議院運営委員会の御決定を願ひたいというように、御決定を見ておるのであります。従つて、国会職員法等の一部改正の大体の要点については、昨日御報告申し上げまして、内部の具体的な條文については御説明を省略させていただきます。定員法につきましては、現実の定員の差繰りのその数をあげただけでございます。その旨御説明申し上げておいたのであります。本日、本委員会において御決定を願ひたいと思つております。

この案は、庶務小委員会二日にわたりまして十分御検討を願つた次第であります。もし必要でございますれば、ごく簡単に本文についての概略を申し上げてもさしつかえございませんが、すでにわかりでございますれば、省略させていただきます。もつてけつこうだと思ひます。

○竹村委員 質問をしたいのですが、国会職員法等の一部を改正する法律案について伺つておきたいことは、職員組合ができました場合に、いわゆる他官庁の組合では、全官公とか、そういうところに入加する自由があるわけですか。そこで、この職員組合ができた、ほかの全国的な労働組合に入加していいのかどうか、それをお聞きしたい。

○大池事務局長 その点も庶務小委員会十分御検討を願つたのであります。組合活動を特別職に認めるか認めないかという点は、八ページの第十八條の二というところにございます。これは、特別職に組合活動を今日まで法制上認めていないのであります。一般公務員法では自由でございますが、従来の特別職の關係から見ますと、組合というものを認めておられないのであります。そこで衆議院の職員が、一月一日から特別職になりました際に、組合を認めるか認めないかということについて非常に議論があつたのであります。法制上の建前からは、これが初めて特別職として組合を認められる法制だと思ひます。従ひまして、その際にも認めるか認めないかという件についてもいろいろ議論があつたのであります。問題は、衆議院の職員が特別職になるというの、他の一般公務員の上から特に特別職として今日まで指定されております特別職とは全然範囲が違ひまして、全員が特別職になつておる。しかも国会事務の特殊な性格があるということで特別職に編入をされております。しかしながら従来一般公務員でありました際に、すでに組合を認めておつたのであります。これは事実上の組合を認めておつたのであります。それが特別職に編入がえになつたために、従来自分たちの持つておつた権能を取上げてしまふのは不利益で、よくないであらうというところから、法律の上ではつきりと、従来持つておつた組合だけは認めて行かうという態度にきめたのであります。その際に「国会職員は、組合又はその連合体を結成し、若しくは結成せず」云々というところで、その連合体を認めることがいかに悪いかということに非常に問題があつたのであります。国会職員の組合の連合体と申しますと、御承知の通り、国会職員の中には衆議院の職員、参議院の職員、図書館の職員というふうな各職員が入つておりますので、その連合体の形で、それらの院の方へ交渉を受けましても、もともと全然關係の違つておるものが連合体をつくることはおかしいじやないかと議論が最後までわれわれの方の組合、並びに他の組合等とも意見の一致を見なかつたのであります。それから、国会職員は組合を結成しという言葉で行けば、全部が初めから単一組合をつくることのできるのじやないか、それをたまたま衆議院の組合、参議院の組合、図書館の組合というふうにつくつたものが、あとから一緒になれないかということはおかしいじやないか、もし一緒にする必要があつた場合には、全部を一応解散いたしまして、もう一ぺん単一組合をつくる、こういう

ような手続さえふめばできることを、認めないことはおかしいじやないかというふうな議論から、それならば連合体まではよろしい、けれども国会職員が他の一般の官公衆あるいはその他の一般の組合と一緒にすることとは、特別職の性質上おもしろくないということ、それは認めないことにいたしました。公務員法の第九十八條によりますと、「組合その他の団体」とあります。が、そういうものは認めずに、従来われわれが持つておつた権能はそのまま認めよう、さらにそれを拡張したい。そういう關係で、これは組合の諸君並びに参議院及び国会図書館とも十分打合せの上でやつておる次第であります。しかし、それだけではまだ足りないという個人々々の考えは相当あるものであります。最近図書館の職員組合の方の御意見として、連合体のみならず、その他の団体というように、一般公務員法並のものまで認めてもらいたいという陳情が来ておつた事實はあります。が、私どもが今日まで当事者と打合せておりました範囲では、連合体のところまで意見が一致しておりましたので、そのまま法文化いたす次第であります。

○竹村委員 次に、院内におります臨時職員の取扱ひの問題ですが、これは国会が閉会になりますと、即日あすからそのまゝ首を切られることになる。こういうた者に対する取扱ひというものは一体どうなつておるのか。なお、衆議院における臨時職員は、一体どれだけおるか。参議院は二割くらいおるらしい。そういうふうな者の扱ひはどういうふうにするのか、明確な規定が

ておる。しかも国会事務の特殊な性格があるということで特別職に編入をされております。しかしながら従来一般公務員でありました際に、すでに組合を認めておつたのであります。これは事実上の組合を認めておつたのであります。それが特別職に編入がえになつたために、従来自分たちの持つておつた権能を取上げてしまふのは不利益で、よくないであらうというところから、法律の上ではつきりと、従来持つておつた組合だけは認めて行かうという態度にきめたのであります。その際に「国会職員は、組合又はその連合体を結成し、若しくは結成せず」云々というところで、その連合体を認めることがいかに悪いかということに非常に問題があつたのであります。国会職員の組合の連合体と申しますと、御承知の通り、国会職員の中には衆議院の職員、参議院の職員、図書館の職員というふうな各職員が入つておりますので、その連合体の形で、それらの院の方へ交渉を受けましても、もともと全然關係の違つておるものが連合体をつくることはおかしいじやないかと議論が最後までわれわれの方の組合、並びに他の組合等とも意見の一致を見なかつたのであります。それから、国会職員は組合を結成しという言葉で行けば、全部が初めから単一組合をつくることのできるのじやないか、それをたまたま衆議院の組合、参議院の組合、図書館の組合というふうにつくつたものが、あとから一緒になれないかということはおかしいじやないか、もし一緒にする必要があつた場合には、全部を一応解散いたしまして、もう一ぺん単一組合をつくる、こういう

ような手続さえふめばできることを、認めないことはおかしいじやないかというふうな議論から、それならば連合体まではよろしい、けれども国会職員が他の一般の官公衆あるいはその他の一般の組合と一緒にすることとは、特別職の性質上おもしろくないということ、それは認めないことにいたしました。公務員法の第九十八條によりますと、「組合その他の団体」とあります。が、そういうものは認めずに、従来われわれが持つておつた権能はそのまま認めよう、さらにそれを拡張したい。そういう關係で、これは組合の諸君並びに参議院及び国会図書館とも十分打合せの上でやつておる次第であります。しかし、それだけではまだ足りないという個人々々の考えは相当あるものであります。最近図書館の職員組合の方の御意見として、連合体のみならず、その他の団体というように、一般公務員法並のものまで認めてもらいたいという陳情が来ておつた事實はあります。が、私どもが今日まで当事者と打合せておりました範囲では、連合体のところまで意見が一致しておりましたので、そのまま法文化いたす次第であります。

ないように思う。

○大池事務局長 国会は、御承知の通り他の一般の官庁と違ひまして、国会の開会中と閉会中におきましては、仕事の分量その他において莫大な差があるものであります。従ひまして、国会に必要な職員全部を常時閉会中といえども擁しておくとすることは、予算的な措置も非常に困難でありますし、不可能であります。従ひまして、従来から国会開会中に限つての臨時職員のなものは、アルバイト式の雇入れをする予算費用によつてこれを補充してやるという建前になつておるわけでありまして、従ひまして、衝動にしても、その他の給仕等にいたしましても、国会開会中と閉会中では著しき差がありますので、国会要員として臨時に採用する職員は、相当数に上るわけでありまして、これを全部常員並に閉会中取扱うことはとうてい困難でありますから、それで採用の際は、当国会だけ採用するのだ、それが終るならば全部解雇するのだが、それが承知の上で来てもらいたいということを、個人々々に全部了承を得て取扱つておる次第であります。しかしながら、欠員もありませんし、将来の補充もありますので、臨時職員中優秀と認められる者は、それを残す方法として、それを使つておる人たちの御意見に基づきまして、採用の道を開きつつあるわけでありまして、一応の建前といたしましては、臨時に国会中参りました者、国会中だけのアルバイトとして採用した者は、採用当時の條件によりまして解雇をいたす、こういうことに相なつております。

○倉石委員長代理 竹村君、いかがですか。庶務小委員会でもおやりなさ

つたらいかがでしようか。

○土井委員 林君がかなり詳細に庶務小委員会に議論して下さるから……○竹村委員 それでは、もう一点だけ聞きます。第十一條に解職の例が羅列してあるのですが、たとえば「その他その職に必要な適格性を欠くとき」というようなことになつておる。字句でいへばその通りなんです、そうなる、適格でなかつたということ、思ふ存分いつでも首を切られる。それでその救済規定はどこにあるか、十五條の二に苦情の処理に関する事項がありますが、それに対して不利益な審査がでたりすると、いろいろ問題だと思ひます。そういう場合どうですか。

○大池事務局長 これは御承知のように、解釈上自由になる言葉になつておりますが、公務員法にその通りあるわけでありまして、今まで一般職になつておつたときでも、この規定に應ずるものが入つておるのであります。従ひまして特別職になつたからといって、その適格性を欠くような場合を、本院だけがこういう事由から除くという理由はないのであります。公務員法と同等にいたしてある次第であります。しかしながら、その適格性があるとかないとかいう認定を誤る場合がしばしばあり得ることありますから、苦情処理として、十分この救済規定を取入れた、こういうことでもあります。

○竹村委員 私の方は反対です。

○倉石委員長代理 それでは本日の議事についてお諮りいたします。事務局長より御説明願ひます。

○大池事務局長 それでは、本日の議事について御説明申し上げますが、先ほど御決定を願ひました決議案が二件ござります。アジア各国との貿易振興に関する決議案、国際労働規約批准促進に関する決議案、この二件を最初にお願ひをいたしたいと思ひます。アジア各国との貿易振興に関する決議案の趣旨弁明は、どなたですか。

○倉石委員長代理 御意見も出盡したようでありまして、大多数の御意見に従つて、賛成討論者なしでやることにいたしました。

○大池事務局長 国際労働規約批准促進に関する決議案はいかがですか。

○土井委員 この点につきましては、いろいろ自由党の方でも事情がございまして、趣旨弁明をされるという御意見等もございまして、ぜひわが党の松岡君に對しましては、ぜひわが党の松岡君に御配慮を願ひたいと思ひます。

○倉石委員長代理 それでは、提案の趣旨弁明を松岡君にお願いをいたすことにいたします。

○竹村委員 私の方は、これに對して反対でございますから、反対討論として、柄澤孝子君の反対討論をいたしたいと思ひます。

○倉石委員長代理 ちよつと懇談に移します。速記をとめてください。

〔速記中止〕

○倉石委員長代理 速記を始めてください。懇談をとめます。

○大池事務局長 そうすると、ただいまの国際労働規約批准促進に関する決議案は、賛否一組の討論をいたすという事でこの二決議案が済みますので、それが済みましたならば、ただいま御決定になりました回付案の、外資に関する法律の一部を改正する法律案を上程の上、御決定願ひます。これは反対もあるようでございますので、起立採決で御決定願つて、その後日程に入るといふことにお願ひいたします。

名の申出がございます。

○推挙委員「われ／＼の方でもあるかもしれないから、それは場内で申し上げます。」

○福永(健)委員 本案は、わが党でも賛成討論をする人があるかもしれないから、それは場内交渉で申し上げます。賛成討論者のあることを保留願いたいと思います。

○大池事務局長 それでは討論者は、自由党、改進黨の方の討論者の保留がございます。

日程第三は、電気通信委員会の福永一臣君の御報告がございます。これは討論者はございせんが、共産党が反対でございます。

日程第四は、内閣委員長八木一郎君の御報告で、共産党が反対。

これで今日の議事日程に載つておつた分は終りますが、ただいま御決定願いました国会職員法等の一部を改正する法律案、それと、衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案、衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案、これはきわめて簡単でございまして、緊急上程を願いたいと思つております。これは参議院の方に送つてやる関係もありますので、お願いをいたします。

それからもう一つ、本日終りました水産委員会の法案が二件ございます。農林漁業組合再整備法の一部を改正する法律案、これは共産党も賛成で、全会一致だそうであります。それと水産業協同組合法の一部を改正する法律案、この二件が上つておりますので、水産委員長川村善八郎君の御報告で緊急上程を願いたいという申出であります。なお、水産業協同組合法の一部を

改正する法律案については、共産党が反対でございまして、採決は、一方は起立、一方は異議を問うという形になります。

○倉石委員長代理 御協議申し上げることは以上ありますが、討論は例によつていずれも十分以内、本会議は二十十分に開きます。

明日は定刻より本会議を開きます。議院運営委員会は午前十一時に開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十四分散会

〔参照〕

国会職員法等の一部を改正する法律案(石田博英君外一名提出)に関する報告書

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案(石田博英君外一名提出)に関する報告書

衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案(石田博英君外一名提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕